


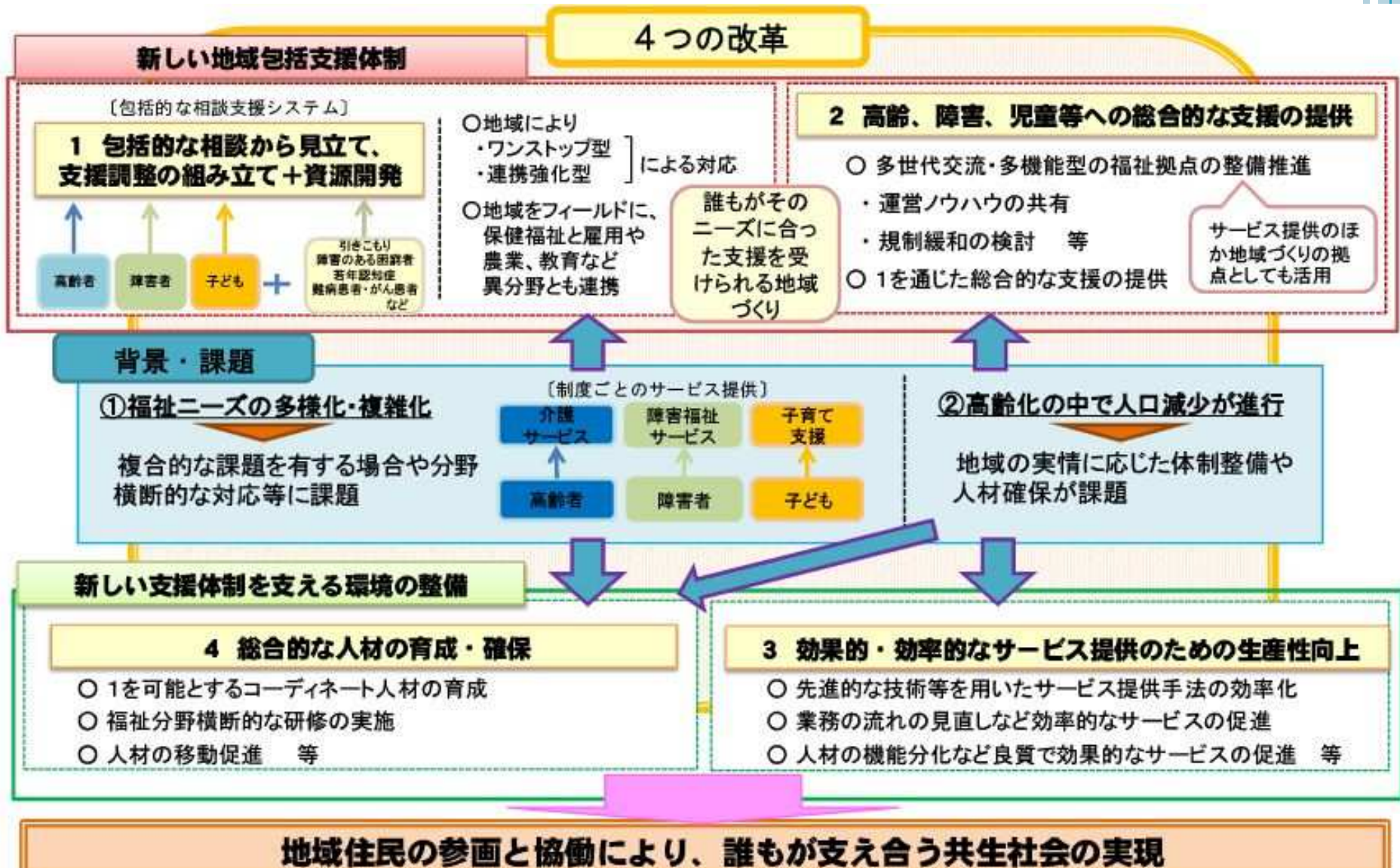
本資料は、現時点での検討案です。  
今後、関係者等との調整などにより、内容の変更を行うことがあります。



## 重点取組み項目(案)

# (参考) 国の福祉の提供ビジョン

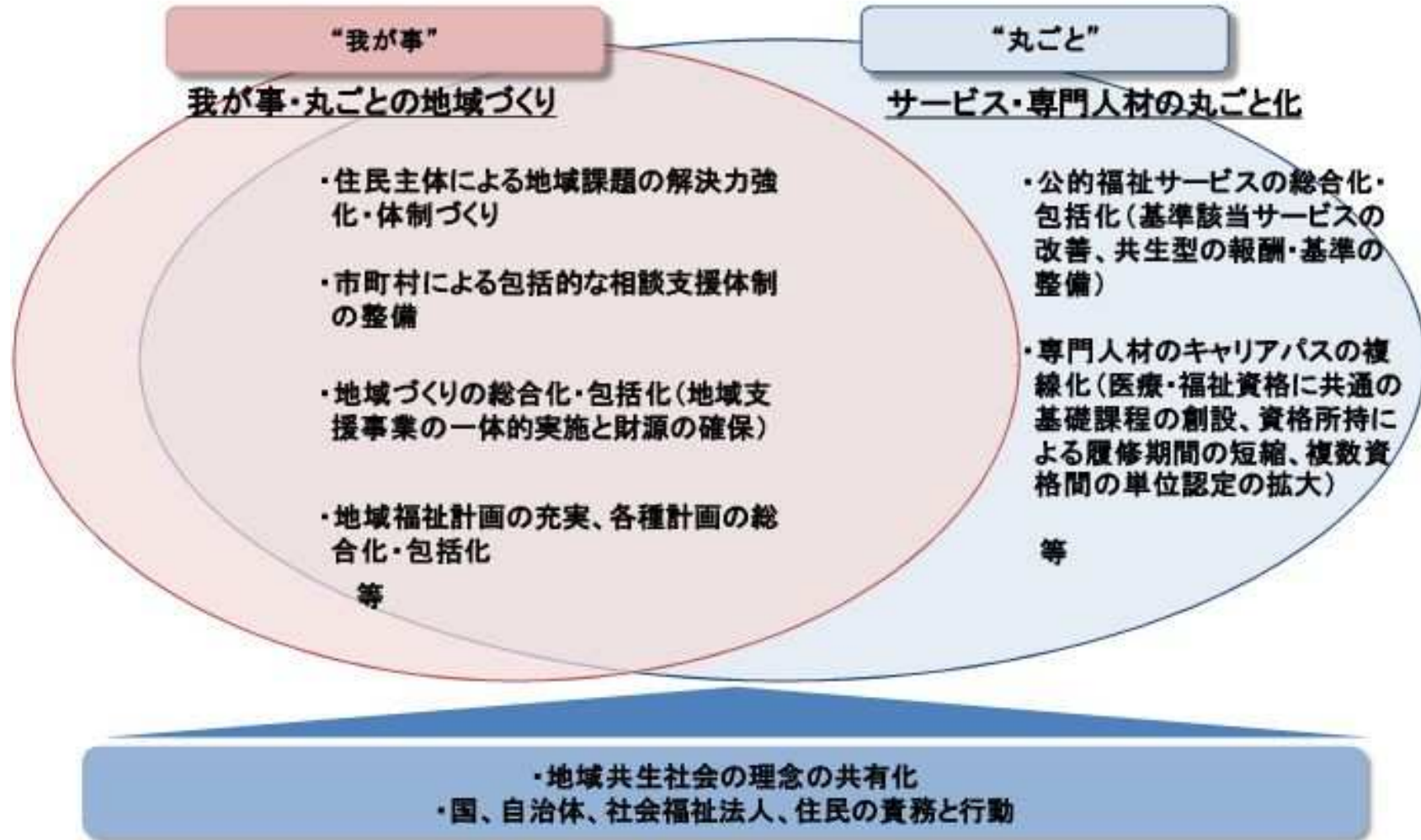
(平成28年7月15日第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より)



# (参考) 国の福祉の提供ビジョン

(平成28年7月15日第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より)

## 「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)



## (参考) 国の福祉ビジョン

(平成28年7月15日第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より)

### 地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ①

小  
中  
学  
校  
区

#### 地域における住民主体の課題解決

- 住民に近い圏域で、
  - ・ 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
  - ・ 住民団体等によるインフォーマル活動への支援、
  - ・ 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

市  
町  
村

#### 包括的・総合的な相談支援体制の確立

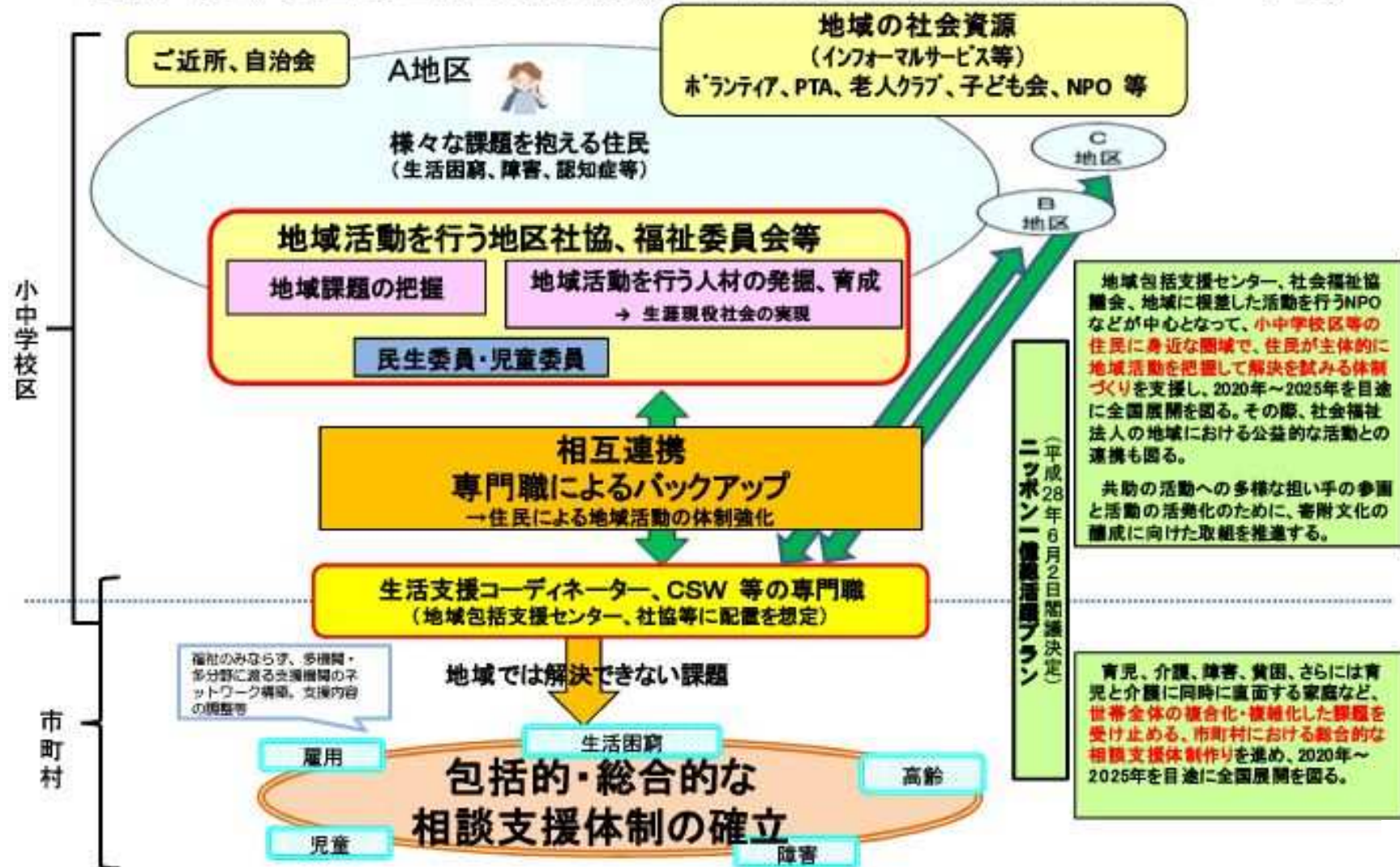
- 相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制



# (参考) 国の福祉の提供ビジョン

(平成28年7月15日第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より)

## 地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ②



# 重点取り組み項目の考え方

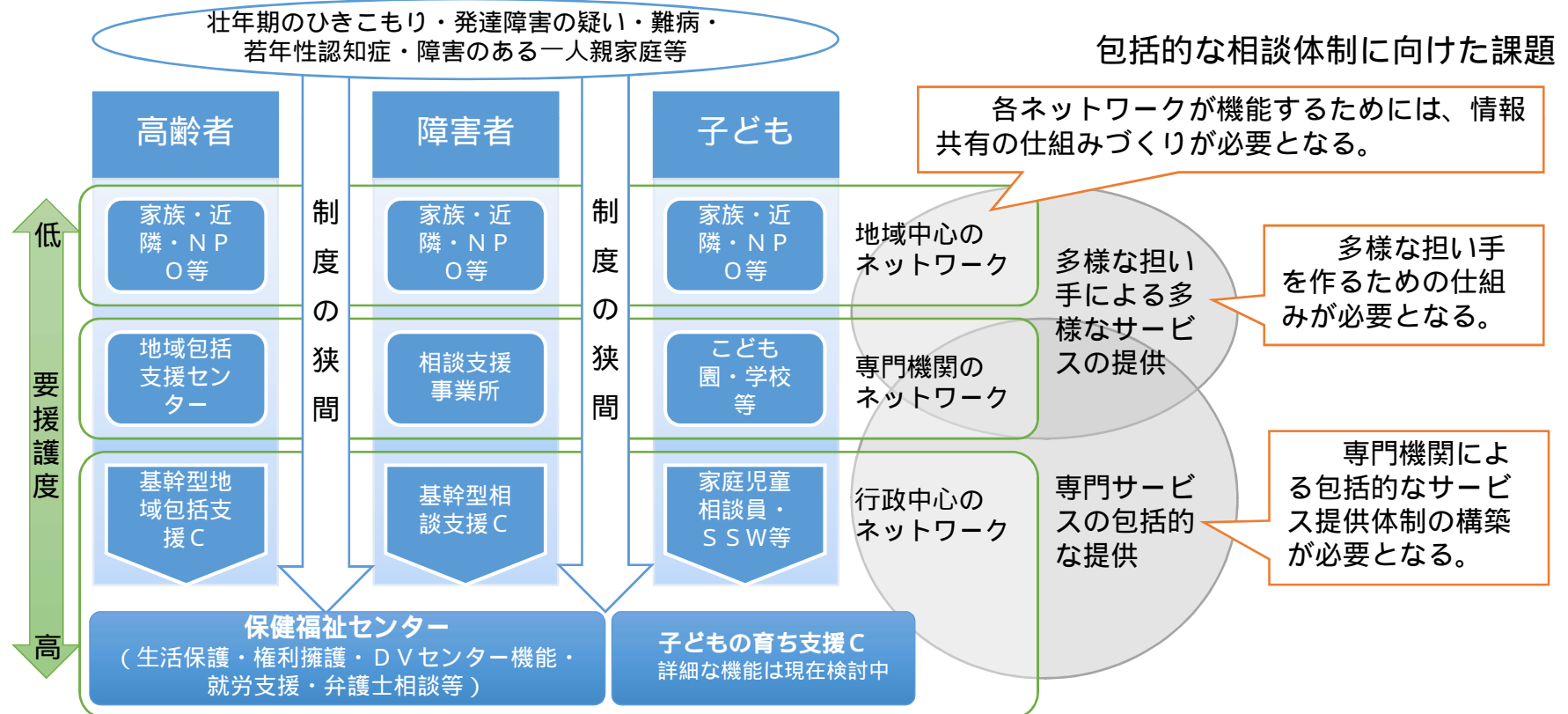
(協働と参画、地域づくりによる包括的・包括的な相談支援体制の充実)

分野別の専門相談機関（地域包括支援センターや障害の相談支援事業所等）だけでは、複雑化・多様化した生活・福祉課題には十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」があることや、引きこもりや認知症等の疑いがある等で自ら相談窓口に来ることのできない、あるいは相談窓口を知らない、相談する気力を失っている市民が存在しており、高齢化、核家族化等を背景にそうした市民が今後も増えると考えられる。

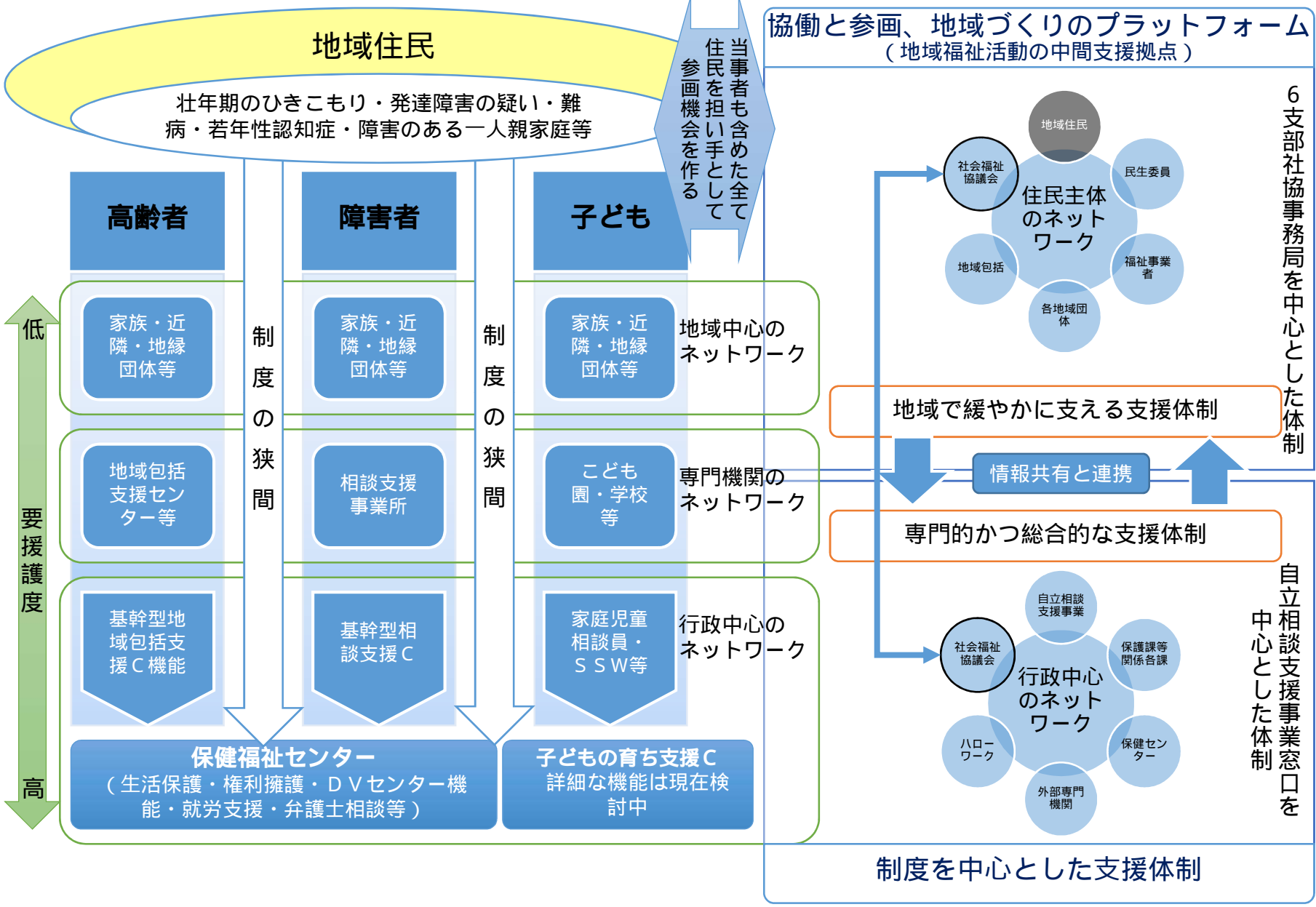
すでに「地域包括ケアシステム」や「生活困窮者自立支援制度」など、各分野別の制度にとどまらない、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを基本とした取組が進められている。

また、本市は平成30年度までに保健福祉センターを市内2箇所に配置し、保健・福祉職員を一体的に配置し、様々な相談、手続きの対応を行うこととしており、そこでは複雑化・多様化した課題への対応が求められる。

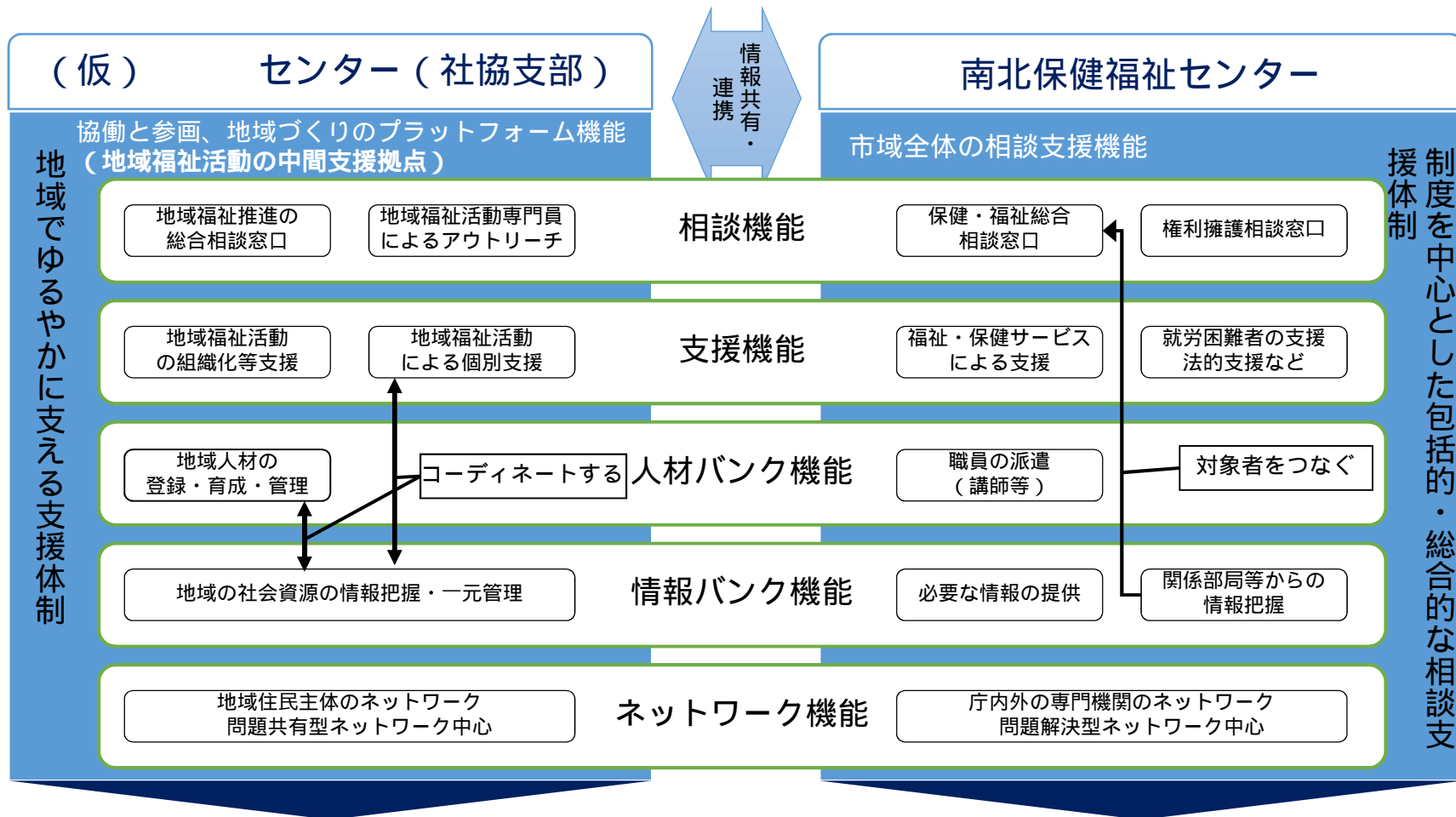
そのため、保健福祉センターを核として「地域包括ケアシステム」や「生活困窮者自立支援制度」を推進するためにも、「多機関・多分野協働のネットワークづくり」と「地域に不足する新たな社会資源の創出」が必要となる。



# 重点取り組み項目の考え方 (協働と参画、地域づくりによる包括的・包括的な相談支援体制の充実)



# 協働と参画、地域づくりによる包括的・総合的な相談支援体制の充実



地域住民、多様な地域福祉の主体の参画を進めることにより地域福祉活動の活性化・地域の担い手づくりの推進

庁内・外の専門機関のネットワークにより、支援困難な相談にも対応できる体制を構築する。

市、社協の双方がそれぞれの適切な役割分担のもと有機的に連携することで、フォーマルサービスと地域福祉活動をはじめとしたインフォーマルサービスなどの様々なサービスが包括的に提供でき、あらゆる個別の生活・福祉課題に対して解決策を提示していくことが期待できる。



# 協働と参画、地域づくりによる包括的・総合的な相談支援体制の充実

## 【社会福祉協議会とのさらなる連携に向けた取組】

社会福祉協議会支部事務局には地域福祉活動専門員12名が配置されており、地域の身近な相談窓口とともに、人材育成、担い手づくりの支援、地域ネットワークの拠点としての機能が求められている。

保健福祉にかかる総合相談支援拠点となる保健福祉センター（市内2箇所）と、身近な地域の相談窓口として機能している社会福祉協議会のもつ「アウトリーチ機能」と「地域での支えあいネットワーク」が適切な役割分担のもと有機的に連携することで、生活・福祉課題を抱えた市民の早期把握と様々な社会資源を活用した包括的な支援が可能となり、深刻化する前の課題解決（予防機能）や個別課題の解決に向けた地域づくりも期待できる。

なお、支所の地域福祉・保健窓口が保健福祉センターに集約され、地域保健・福祉窓口業務の委託や民協事務局が移管されることにより、今後、市民、民生児童委員からの個別相談が増えることが予想されるなど、地域の身近な相談窓口としての地域福祉活動専門員の役割はますます重要になってくる。

### 社会福祉協議会の機能

地域における様々な事業展開による、住民主体のネットワークを構築している。



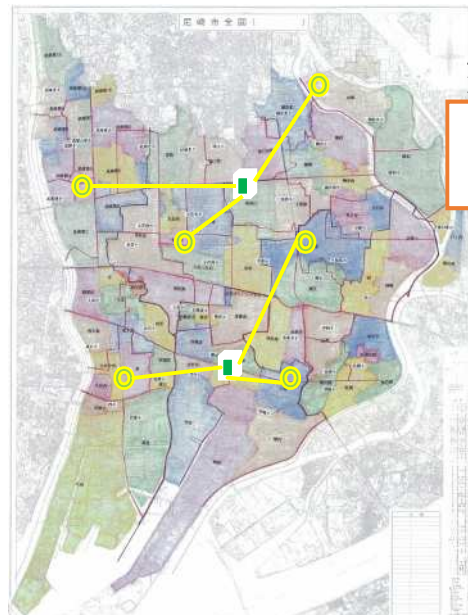
### 行政の機能

福祉にとどまらない様々な支援メニューに加え、庁内外関係機関の広域ネットワークを構築している。



### 地域福祉の推進

双方が有機的に連携することで、様々な分野とのネットワーク強化、社会資源の開発が期待できる。



尼崎市  
第3期「あまがさきし地域福祉計画」基本目標

「支え合い」を育む人づくり  
多様な主体の参画と協働をすすめる基盤づくり  
誰もが安心できる暮らしを支える環境づくり

尼崎市社会福祉協議会  
第4期「地域福祉推進計画」基本目標

「見つける・受けとめる」  
「ささえあう」  
「つなげる つながる」  
「支え育てる」

・地域の相談窓口  
・人材育成、担い手づくり支援  
・地域ネットワークの拠点

- ・保健福祉総合相談窓口
- ・基幹型相談支援機能（障害）
- ・支援困難ケースの総合調整機能
- ・権利擁護、DVセンター機能
- ・弁護士会と連携した法的支援 等



「あまがさきし地域福祉計画」及び「地域福祉推進計画」の基本目標については、現時点での案になります。